

林野火災を防ぐ！ 注意報・警報時は「火気使用ストップ」

～林野火災を防ぐため、新しいルールが始まりました～

火災予防条例の改正により、林野火災リスクの高い日に「林野火災注意報」または「林野火災警報」を発令します。

注意報等が発令中は、以下の行為を控えてください。

🚫 火の使用制限

- 野焼き、たき火、火遊び
- 花火、山林周辺での喫煙
- 可燃物付近での喫煙
- 火の完全消火



⚠️ 注意報と警報の違い

- 注意報：行わないよう努めてください
- 警報：禁止されます（違反は罰則対象）

📣 発令の周知

- 消防車での巡回広報
- 消防組合公式 Instagram
- 町ホームページ
- 町 LINE 公式アカウント等



ごみの焼却（野焼き）は法律で原則禁止されています。



📄 「たき火」は届出が必要です。

「煙や炎」が出る行為（たき火、野焼き等）は、必ず 事前に消防へ届出 が必要です。

※注意報・警報が発令されている場合は、届出をしても火災予防上の観点から実施できないことがあります。また、他の関係法令により屋外焼却が認められない場合は、届出を受理できないことがあります。

| たき火の届出：○と× | |
|--|--|
| <p>届出が必要！ ⚠️</p> <p>たき火（薪を使う） 野焼き</p> <p>※その他：キャンプファイヤー、どんと焼き など</p> <p>📞 消防署へ連絡</p> | <p>届出は不要 ✓</p> <p>炭火バーベキュー ガスコンロ</p> <p>(器具を正しく使用)</p> |

お問い合わせ

消防署 電話 0146-45-0119
三石支署 電話 0146-33-2224